

株 主 各 位

第 40 回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

■事業報告

6. 会社の体制及び方針 P 1

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 P 6

連結注記表 P 7

■計算書類

株主資本等変動計算書 P 18

個別注記表 P 19

株式会社ルネサンス

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第 14 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.s-renaissance.co.jp/ir/disclosure/>) に掲載することにより、株主の皆様へ提供しております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は、以下のとおりであります。

① 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業理念、経営方針に基づく企業風土を確立するため「グループコンプライアンス行動基準」を定め、取締役、執行役員及び使用人に対して、役員研修、役職階層別研修等を継続的に計画して実施し、コンプライアンス体制の維持、向上に努める。

内部統制委員会の指揮の下、各部門担当取締役が自ら、部門内における内部統制の仕組みを構築し、実効性のある統制活動を行う。コンプライアンス上の問題が発見された場合は、内部統制委員会に直ちに報告して、迅速かつ的確な対策を講じると共に、再発防止策を決定して、関係部署に対応を指示し、実施状況の監督を行う。

業務執行ライン管理者層は、日常業務と連動して行なわれる統制活動を監督し、また、その有効性を確認する。

代表取締役社長執行役員直轄の内部統制監査室は、監査役と綿密な連携の下、「内部監査規程」及び年間計画に従い、内部監査を実施する。内部統制監査室は、内部監査の結果を代表取締役社長執行役員、関係役員、監査役及び内部統制委員会に報告すると共に、被監査部門に対して改善事項の指摘及び指導を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役社長執行役員より任命された情報管理責任者は、「文書管理規程」に従い、取締役、執行役員の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、厳重に管理保存する。

取締役、監査役、執行役員、その他それらに指名された使用人は、必要に応じて会社情報を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、内部統制委員会の下に設置した施設・運営安全管理小委員会、業務環境小委員会、情報セキュリティ小委員会及び財務報告内部統制小委員会を中心に、「グループコンプライアンス行動基準」に準拠した様々なリスクの認識と予防活動を推進する。

各業務執行ラインにおいては、計画－行動－評価－改善のサイクルに基づき自発的にリスクの認識と予防活動を実施する。

重大な危機が発生した場合には、代表取締役社長執行役員を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーと協議の上、迅速かつ適切な対応を行う。

リスクの認識と予防活動をより効果的に推進するため、通常の業務報告ルートに加えて、相談窓口及び通報窓口を設け、社内の情報伝達を円滑にする。また、通報者保護のため、「内部通報者保護規程」及び「就業規則」により、通報者の匿名性の確保、不利益な取扱いの禁止、人権の保障等の十分な措置を講じる。

④ 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月開催して、経営方針及び経営戦略に関わる重要事項を審議決定すると共に、執行役員で構成する執行会議を毎月開催して、業務執行に関わる重要事項を審議決定することにより、経営の意思決定の迅速化と、効率的な事業運営を目指す。これらの実効性を確保するために取締役会又は執行会議に諮るべき付議基準を必要に応じて見直す。

社内規程、マニュアル及びその他の社内基準書は、必要に応じて改定する。

⑤ **当社及び子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制**

当社は、ルネサンス企業理念に基づき、「グループコンプライアンス行動基準」を定め、子会社（以下「グループ会社」という。）の取締役及び使用人に周知徹底すると共に、次の体制を構築する。

当社は、グループ会社の取締役及び使用人から経営の執行状況について定期又は随時報告を受け、適切な指導、管理を行う。

当社は、グループ会社の業務執行者の自律的な経営を尊重しつつ、「関係会社管理規程」に基づき、必要事項及び重要な意思決定については、当社に事前に報告させ、指導する。

グループ会社は、自社にコンプライアンス・リスク管理責任者を配置する。また、当社のコンプライアンス担当部署は、グループ会社のコンプライアンス・リスク管理責任者と定期的に情報交換を行い、状況を把握し、内部統制の整備・構築に努める。

グループ会社のコンプライアンス・リスク管理責任者は、自社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を認識したときは直ちに当社に報告する。

監査役及び内部統制監査室は、グループ会社の監査を行う。

相談・通報窓口の存在及び利用方法をグループ会社に周知し、適切な運用を行う。

⑥ **監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する体制**

監査役がその職務を補助する専任の使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合は、監査役と協議の上、適材な要員を配置する。

補助使用人に対する指揮命令権は、監査役に帰属する。また、補助使用人の人事評価は監査役が行う。

補助使用人の人事異動、懲戒処分等については監査役の事前の同意を得る。

⑦ **監査役が補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

補助使用人は、監査役の指示のもと、監査に必要な調査を行うことができる。

補助使用人は、監査役が必要と認めた場合に監査役に同行して重要な会議等に参加する機会を得る。

⑧ **当社グループの取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、経営に関する重要事項及び業務の執行状況について定期又は随時に監査役に報告する。

当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、会社経営に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見又は認識した場合は直ちに監査役に報告する。

監査役は、いつでも必要に応じて、当社グループの取締役、執行役員及び使用人に対して報告を求めることができる。

⑨ **監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社グループは、監査役に報告を行った当社グループの取締役、執行役員及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として、解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置その他一切の不利益な取扱いを行わない。

⑩ **監査役が職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務遂行について生じる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該監査役の職務遂行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じ、速やかに当該費用又は債務を支弁する。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部統制監査室は、監査役にその監査活動の状況と結果について遅滞なく報告する。

監査役は、内部統制監査室に必要に応じて内部監査を実施することを要請できるものとし、その方法については内部統制監査室と協議の上定める。

監査役は、効果的な監査業務遂行のため、代表取締役及び会計監査人と定期又は随時に意見交換を行う。

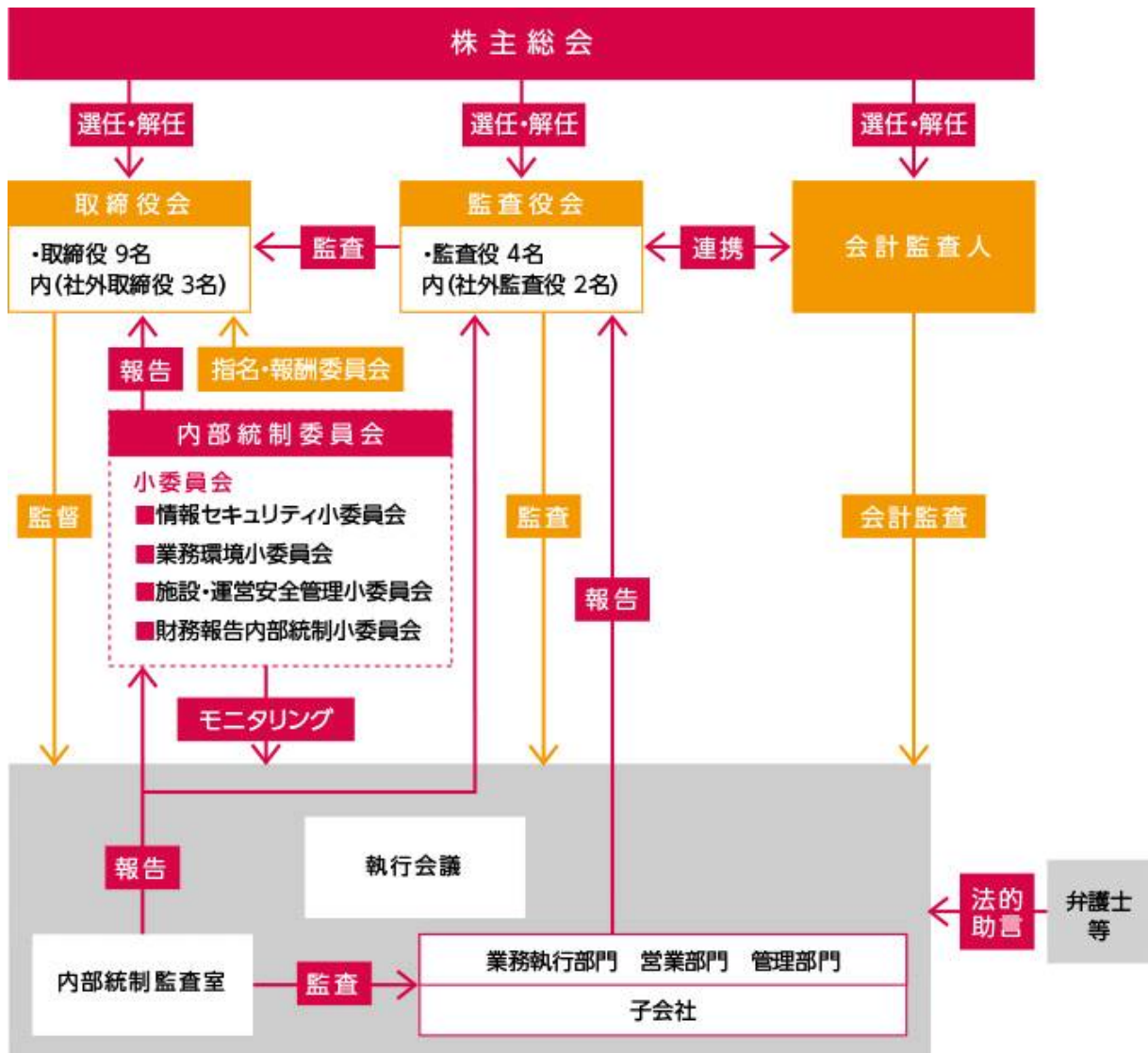
⑫ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法及び社内規程等に従うと共に、各国・各地域の法令等に準拠して、システムの整備・構築を行う。また、その有効性の継続的な評価、必要な是正を行う。

⑬ 反社会的勢力を排除するための体制

当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、反社会的団体及び反社会的要求に対しては、妥協を許さず、法的手段等を含め、断固とした姿勢で臨むことを基本的な考えとする。また、万一の事案が発生した場合、総務部を統括部署として、警察当局、弁護士等と連携をし、組織的な対応を行う。

当社グループにおける企業統治の体制、内部統制及びリスク管理体制は以下のとおりです。



(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記の体制により、内部統制システムの整備・運用を進めており、当事業年度の運用状況は、以下のとおりです。

① 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務遂行を行う環境を整備するため、また、「グループコンプライアンス行動基準」をより周知させるために、年1回、取締役、執行役員及び使用人に対して研修を実施し、その遵守に関する「誓約書」を受領しました。
- (ii) 内部統制委員会を四半期毎に4回開催し、業務執行ラインの統制活動をモニタリングするとともに、その有効性を確認しました。
- (iii) 内部統制監査室が内部監査を実施し、その結果を代表取締役、関係役員及び監査役並びに内部統制委員会へ報告しました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に基づき、株主総会及び取締役会の議事録並びに稟議書等の重要文書について、厳重に管理保存しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) 内部統制委員会の下に設置した施設・運営安全管理小委員会、業務環境小委員会、情報セキュリティ小委員会及び財務報告内部統制小委員会において、各業務執行ラインにおける様々なリスクの認識、課題の抽出、予防・再発防止策を実施し、その状況を内部統制委員会に報告しました。
- (ii) 相談窓口及び通報窓口を活用して、問題の解決を図るとともに予防活動をより効果的に行っています。

④ 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (i) 毎月の定例取締役会を12回、また、臨時取締役会を5回(計17回)開催し、「取締役会付議事項規程」に基づいて、経営に関する重要事項の審議を行いました。
- (ii) 定例執行会議を毎月開催することとしており、当事業年度においては、12回開催し、業務執行に関わる重要事項の審議を行いました。
- (iii) 社内規程については、必要に応じて、適宜、改定を行い、適切かつ円滑な組織運営に努めました。なお、当事業年度においては、24の規程等について、制定、改定及び廃止を実施しました。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (i) 「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社の業績については、当社の所管部署が、定期的に当社の取締役会に報告しています。
- (ii) グループ会社の重要な意思決定については、当社の取締役会にて決議しています。
- (iii) グループ会社のコンプライアンス体制の構築やリスク管理については随時、グループ会社の役員及びコンプライアンス・リスク管理責任者と当社の所管部署が連携し、適切な対応を行っています。
- (iv) 監査役がグループ会社の監査役が実施した監査報告を受け、その経営状態、内部統制状況及び各クラブの運営状況等を確認しました。

⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する体制

- (i) 監査役の求めに応じて、その補助すべき使用人を配置しています。

- (ii) 監査役の補助使用人に対する指揮命令権及び人事評価権が監査役に帰属すること等を定め、補助使用人の取締役からの独立性に関する体制を確保しています。

⑦ 監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (i) 監査役の補助使用人は、監査に必要な業務を適切に行っています。
- (ii) 監査役が必要と認めた場合、その補助使用人は、重要な会議等に出席しています。

⑧ 当社グループの取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (i) 取締役、執行役員及び使用人は、経営に関する重要事項及び業務の執行状況について、監査役が出席する取締役会、その他重要な会議において、また、必要に応じて適宜、監査役又は監査役会に報告しています。
- (ii) 取締役、執行役員及び使用人は、会社経営に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見又は認識した場合は、直ちに監査役又は監査役会へ報告できる体制を整え、実行しています。

⑨ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とした不利な取扱いはしておりません。

⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の費用又は債務の処理は、監査役求めに応じて、速やかに当該費用又は償還を支弁する体制をとっています。

⑪ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i) 内部統制監査室は、その活動状況について、定期的にまた、随時、監査役への報告を行っています。
- (ii) 内部統制監査室は、監査役求めに応じ情報収集に努め、必要に応じ内部監査を実施する体制を整えています。
- (iii) 監査役は、代表取締役と1回、その他の業務執行役員と4回、また、会計監査人と12回、その他必要に応じて適宜、意見交換を行いました。
- (iv) 監査役は、本社部門とクラブの監査を行い、また内部統制監査室のクラブ往査に同行し、内部統制状況を確認し監査役会に報告しました。

⑫ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

内部統制委員会の財務報告内部統制小委員会において、財務報告の信頼性と適正性に関するモニタリングを行い、その結果を内部統制委員会に報告しました。

⑬ 反社会的勢力を排除するための体制

反社会的勢力対応規程に基づいた研修を行い、反社会的勢力の排除について、取締役、執行役員及び使用人に周知徹底いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日残高	2,210,380	4,813,515	5,498,788	△2,514,753	10,007,930
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△75,553	-	△75,553
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	513,568	-	513,568
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	438,015	-	438,015
2022年3月31日残高	2,210,380	4,813,515	5,936,804	△2,514,753	10,445,945

項目	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2021年4月1日残高	5,358	△13,001	△45,579	△53,222	-	9,954,707
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△75,553
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	513,568
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	817	△82,556	7,644	△74,093	3,306	△70,787
連結会計年度中の変動額合計	817	△82,556	7,644	△74,093	3,306	367,228
2022年3月31日残高	6,176	△95,557	△37,934	△127,316	3,306	10,321,936

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結の対象としており、その内容は次のとおりです。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 株式会社BEACH TOWN

RENAISSANCE VIETNAM INC. (ベトナム国)

(注) 2021年4月1日付で株式会社BEACH TOWNの株式51.7%を取得し、連結子会社としております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用している非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

商品

原則として売価還元法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づき簿価を切下げる方法)

貯蔵品

個別原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

当社は、定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物

附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、及び在外連結子会社は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物が2～47年、構築物が2～42年であります。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。また、のれんについては、8～20年の定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

期末に有する金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

(収益の計上基準)

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財又はサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。なお、当社グループが認識した収益に係る対価は、通常、履行義務の充足から1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で(又は充足するにつれて)収益を認識する。

① スポーツ施設利用サービスによる収益

スポーツ施設利用サービスについては、主にスポーツクラブ施設の利用に伴う月額会費収入(以下「会費収入」)からなります。会費収入は、顧客に対して契約に基づく施設利用サービスを提供することによって履行義務が充足されると判断し、サービスの提供時点で定額料金及びオプションサービス料に基づき収益を認識しております。

② 業務受託契約による収益

業務受託契約による収益については、主に顧客が所有する施設を契約期間にわたり、管理・運営する業務を受託しております。そのため、管理・運営業務を提供することによって履行義務が充足されると判断し、業務提供時点で契約受託料に基づき収益を認識しております。

③ 介護リハビリサービスによる収益

介護リハビリサービスについては、主にリハビリ特化型デイサービス「元氣ジム」の施設利用に伴う収益により構成されております。当該サービスは、顧客に対して契約に基づくリハビリサービスを提供することによって履行義務が充足されると判断し、サービスの提供時点で利用実績に基づき収益を認識しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額の期間帰属方法については給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による按分額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より損益処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による按分額を損益処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金への当連結会計年度の期首残高及び当連結会計年度の損益に影響はありません。また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に含めて表示していた「前受金」は、当連結会計年度より独立掲記しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価レベルごとの内容等に関する事項等の注記を行うこととしました。

III. 収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

当社グループは、スポーツクラブ運営事業を営んでおり、事業の主な財又はサービスにおける収益の分解情報は以下のとおりであります。

区分	売上高 (千円)
フィットネス部門合計	16,235,253
スイミングスクール	8,838,889
テニススクール	3,747,533
その他スクール	1,128,726
スクール部門合計	13,715,150
プロショップ部門	770,798
その他の収入(注)	3,423,044
スポーツ施設売上高	34,144,247
業務受託	844,526
介護リハビリ	1,484,344
その他売上	646,959
顧客との契約から生じる収益	37,120,078
その他の収益	—
外部顧客への売上高	37,120,078

(注)「その他の収入」は、スポーツクラブ施設に付帯する駐車場、プライベートロッカー等の収入であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 契約残高

当連結会計年度において顧客との契約から生じた債権、契約負債は以下のとおりであります。なお、当社グループにおいて、重要な契約資産はありません。

(単位：千円)

	当連結会計年度期首 (2021年4月1日)	当連結会計年度末 (2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	876,197	1,051,987
契約負債(注)	346,235	324,660

(注) 当社グループにおける契約負債(前受金)は、原則1年以内に収益認識しております。

4. 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、予想される契約期間が1年を超過する重要な契約はありません。また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

IV. 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度末残高
スポーツクラブ設備	17,008,873 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、スポーツクラブの運営事業を営むために、建物及び構築物やリース資産などの固定資産を多数保有しています。

当該スポーツクラブ運営事業の一部資産グループについては、当連結会計年度において、連結注記表「XI. その他の注記 1. 減損損失に関する注記」に記載しているように、使用価値を回収可能価額として、減損損失 315,469 千円を認識しています。

この使用価値は、減損の兆候が見られるグルーピングにおいて個別の状況をふまえて算出しています。なお、5カ年を超える期間の業績予測については、当連結会計年度において継続成長率を 0.0% として設定しています。

新型コロナウイルス感染症は、変異株の出現が相次いでおり収束時期を正確に見通すことは困難ですが、ワクチンの複数回接種の拡大により重症化予防が定着するとともに、経口治療薬の処方や一般化が進むと想定されます。今後ワクチン接種や治療薬の一般化が進むことに加え、社会問題となりつつある健康二次被害防止に向けた運動

奨励の動き等により、フィットネス業界の必要性が高まることで、翌連結会計年度以降は緩やかに消費環境が改善すると予測しています。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行状況や地方自治体からの休業要請等により事業環境が変化し、これらの見積りにおいて用いた仮定の見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、追加の減損損失を認識する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 2,517,313 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、連結計算書類に計上した繰延税金資産のうち、税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産 1,464,537 千円を計上しております。

当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、前連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の流行及びその対策のための地方自治体からの休業要請等が業績に影響したことで、税引前当期純損失を 10,139,015 千円計上したことにより生じたものであります。

この繰越欠損金については、取締役会により承認された今後5カ年の業績予測に基づく将来課税所得（税務上の繰越欠損金控除前）の見積り額に基づき、税務上の繰越欠損金の控除見込み年度及び控除見込み額のスケジューリングを行い、回収が見込まれる額を繰延税金資産として計上しています。その結果、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 590,014 千円を控除した 1,464,537 千円が繰延税金資産の金額に含まれています。

新型コロナウイルス感染症は、変異株の出現が相次いでおり収束時期を正確に見通すことは困難ですが、ワクチンの複数回接種の拡大により重症化予防が定着するとともに、経口治療薬の処方や一般化が進むと想定されます。今後ワクチン接種や治療薬の一般化が進むことに加え、社会問題となりつつある健康二次被害防止に向けた運動奨励の動き等により、フィットネス業界の必要性が高まることで、翌連結会計年度以降は緩やかに消費環境が改善し、取締役会により承認された今後5カ年の業績予測期間内に感染症拡大前の状況に回復すると予測しています。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行状況や地方自治体からの休業要請等により事業環境が変化し、これらの見積りにおいて用いた仮定の見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

V. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 24,065,792 千円

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	21,379,000 株	—	—	21,379,000 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年5月24日 取締役会	普通株式	37,776千円	2.0円	2021年3月31日	2021年6月9日
決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年11月8日 取締役会	普通株式	37,776千円	2.0円	2021年9月30日	2021年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年5月20日 取締役会	普通株式	75,553千円	4.0円	2022年3月31日	2022年6月8日

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金計画に基づき、短期的な運転資金は、主に銀行借入により調達し、長期的な設備資金は、自己資金、建物リース及び金融機関からの借入により調達しております。売掛金や敷金及び保証金等の債権については、与信管理規程に従い、経理財務部主管で継続的なモニタリングを行い、取引先の財政状況等の悪化による回収リスクの早期把握や軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額18,954千円）は、「投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（※）	時価（※）	差額
(1) リース投資資産	474,494	528,605	54,111
(2) 投資有価証券 其他有価証券	11,604	11,604	—
(3) 長期貸付金	433,836	433,836	—
(4) 敷金及び保証金	8,458,356	7,492,496	△965,859
(5) 長期借入金（※1）	(6,977,889)	(6,936,027)	△41,861
(6) リース債務	(10,049,122)	(12,991,111)	2,941,989

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※1）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時間の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	11,604	—	—	11,604

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース投資資産	—	528,605	—	528,605
長期貸付金	—	433,836	—	433,836
敷金及び保証金	—	7,492,496	—	7,492,496
長期借入金	—	6,936,027	—	6,936,027
リース債務	—	12,991,111	—	12,991,111

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

リース投資資産

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

これらは建設協力金であり、回収予定額を契約期間に応じたリスクフリーレートで割り引いた割引現在価値法で算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、上記による算定額を連結貸借対照表に計上しているため、時価は帳簿価額と一致しております。

敷金及び保証金

これらの時価については、償還時期を合理的に見積った期間に応じたリスクフリーレートで、償還予定額を割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

VIII. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記は省略しております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	546円30銭
1株当たり当期純利益	27円19銭

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

XI. その他の注記

1. 減損損失に関する注記

当社グループは、当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループ

用途	種類	場所	クラブ等の数
スポーツクラブ設備	建物及び構築物他	北海道	1
スポーツクラブ設備	建物及び構築物他	東京都	5
スポーツクラブ設備	建物及び構築物他	千葉県	1
スポーツクラブ設備	工具、器具及び備品	ベトナム国	2

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスであるクラブ及び閉鎖の意思決定を行ったクラブの設備の帳簿価額を回収可能額まで減額し、それぞれ当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

建物及び構築物	199,964 千円
機械装置及び運搬具	11,183 千円
工具、器具及び備品	19,490 千円
リース資産	65,163 千円
無形固定資産その他	136 千円
リース資産減損勘定	19,529 千円
計	315,469 千円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、クラブを基礎としてグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

クラブの設備については、今後の営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなると見込まれ、かつ、減損対象資産の正味売却価額はないため、回収可能価額は零として評価しております。

2. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

スポーツクラブ設備等における不動産賃貸借契約及び定期借地契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間及び建物の耐用年数等を勘案して10年から47年と見積り、その期間に応じた割引率(0.1%から2.3%)を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,194,971 千円
有形固定資産の取得等に伴う増加額	154,515 千円
時の経過による調整額	16,999 千円
資産除去債務の履行等による減少額	△32,158 千円
期末残高	1,334,328 千円

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2021年4月1日残高	2,210,380	2,146,804	2,666,711	4,813,515	69,375	5,413,316	5,482,691
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△75,553	△75,553
当期純利益	-	-	-	-	-	441,520	441,520
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	365,967	365,967
2022年3月31日残高	2,210,380	2,146,804	2,666,711	4,813,515	69,375	5,779,284	5,848,659

項目	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
2021年4月1日残高	△2,514,753	9,991,833	5,358	9,997,191
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	-	△75,553	-	△75,553
当期純利益	-	441,520	-	441,520
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	817	817
事業年度中の変動額合計	-	365,967	817	366,785
2022年3月31日残高	△2,514,753	10,357,801	6,176	10,363,977

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの … 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの … 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品 … 原則として売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づき簿価を切下げる方法）

② 貯蔵品 … 個別原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 … 2～47年

構築物 … 2～42年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用 … 5年（社内における利用可能期間）
分）

のれん … 20年

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

期末に有する金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額の期間帰属方法については給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による按分額を損益処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(収益の計上基準)

収益の計上基準については、連結注記表「I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項（4）収益及び費用の計上基準」に記載した内容と同一であります。

5. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金への当事業年度の期首残高及び当事業年度の損益に影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

III. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

IV. 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度末残高
スポーツクラブ設備	17,005,905 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 IV. 会計上の見積りに関する注記 1. 固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

2,500,586 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 IV. 会計上の見積りに関する注記 2. 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

V. 貸借対照表関係

1. 有形固定資産の減価償却累計額	23,685,483 千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	306,392 千円
長期金銭債権	550,575 千円

VI. 損益計算書関係

1. 関係会社との取引高	
営業取引以外の取引による取引高	6,998 千円
2. 関係会社貸倒引当金繰入額	
関係会社貸倒引当金繰入額は、当社連結子会社に対する貸付金に対して貸倒引当金を計上したものであります。	

VII. 株主資本等変動計算書関係

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	2,490,706 株	—	—	2,490,706 株

VIII. 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	2,054,551 千円
賞与引当金	151,096 千円
未払事業税	56,109 千円
未払事業所税	51,906 千円
貸倒引当金	237,437 千円
減価償却費限度超過額	991,183 千円
退職給付引当金	235,770 千円
建設協力金	119,036 千円
資産除去債務	408,304 千円
長期未払金	20,869 千円
関係会社株式評価損	134,670 千円
その他	70,368 千円
繰延税金資産小計	4,531,299 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△590,014 千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,093,377 千円
評価性引当額小計	△1,683,391 千円
繰延税金資産合計	2,847,908 千円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,724千円
建設協力金	203,861千円
建物	139,962千円
その他	775千円
繰延税金負債合計	347,322千円
繰延税金資産の純額	2,500,586千円

IX. リース取引関係

貸借対照表に固定資産として計上したリース資産の他、スポーツクラブ設備（建物）の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。当該所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日が2008年3月31日以前であるため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。その内容は以下のとおりであります。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	減損損失累計額 相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
建物	9,280,963	7,241,057	620,961	1,418,944
合計	9,280,963	7,241,057	620,961	1,418,944

2. 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高

未経過リース料期末残高相当額

1年内	421,707千円
1年超	1,240,795千円
合計	1,662,502千円
リース資産減損勘定期末残高	766,243千円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	881,296千円
リース資産減損勘定取崩し額	167,532千円
減価償却費相当額	506,024千円
支払利息相当額	155,621千円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

X. 関連当事者情報

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員 の兼任等	事業上の 関係				
子会社	RENAISSANCE VIETNAM INC.	直接 100	兼任 2名	経営指導 資金の援助 役員の兼任	資金の 貸付 (注2) (注3)	850,803	流動資産 その他 (注2) (注4)	305,875
							長期貸付金 (注2) (注4)	550,575
					利息の 受取 (注2)	6,998	流動資産 その他	517

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記、取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。
2. RENAISSANCE VIETNAM INC. に対する資金の貸付金利については、市場金利を勘案して決定しており、長期貸付金における返済条件は期間5年、期日一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 取引金額は、期中平均残高を記載しております。
4. RENAISSANCE VIETNAM INC. への貸付金に対し、当事業年度において128,049千円の貸倒引当金繰入額を計上しており、期末の貸倒引当金残高は767,644千円であります。

XI. 1株当たり情報

1株当たり純資産額	548円70銭
1株当たり当期純利益	23円38銭

XII. 重要な後発事象

該当事項はありません。

XIII. その他の注記

退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度または前払退職金制度の選択制並びに非積立型の確定給付制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	813,493 千円
勤務費用	72,627 千円
利息費用	813 千円
数理計算上の差異の発生額	146 千円
退職給付の支払額	△61,929 千円
退職給付債務の期末残高	825,151 千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立制度の退職給付債務	825,151 千円
未積立退職給付債務	825,151 千円
未認識数理計算上の差異	△54,661 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	770,489 千円
退職給付引当金	770,489 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	770,489 千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	72,627 千円
利息費用	813 千円
数理計算上の差異の費用処理額	11,160 千円
確定給付制度に係る退職給付費用	84,601 千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 割引率	0.1%
--------------------------------	------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、157,526 千円であります。

4. 前払退職金制度

当社の前払退職金制度への支払額は、27,316 千円であります。